

様式第2号（第5条関係）

一般廃棄物再生利用業指定証

北 清 第 154 号

令和 6 年 3 月 27 日

住 所 徳島県徳島市南島田町3丁目21番地1

氏 名 有限会社みどり清掃

代表取締役 岡山 篤 史 殿

北 島 町 長 古 川 保 博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第1項第2号及び第2条の3第1項第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指 定 年 月 日	令和 6 年 3 月 27 日	
指 定 番 号	第 26 号	
事業の範囲	事業の種類	再生輸送・再生活用
	取り扱う一般廃棄物の種類	木くず，紙くず，廃プラスチック，衣類，畳
再生利用の目的		固形燃料化（RPF製造）
指 定 期 間		令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31日まで
指 定 条 件		北島町一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱第3条の規定に適合していること。 搬入先は，有限会社みどり清掃（徳島市不動西町2丁目1534番地3）の処理施設に限る。

※なお，この処分に不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に，北島町長に異議申し立てをすることができます。